地方独立行政法人岐阜県立多治見病院中期目標(案)・中期計画(素案)対応表

中期目標(案)(抜粋)	中期計画(素案)				
3 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	1 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための取組				
3-1 診療事業	1-1 診療事業				
東濃地域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携のもと、高度・先進医療、急性期医療及び政策医療等の県民					
が必要とする医療を提供することを求める。	式				
3-1-1 より質の高い医療の提供	1-1-1 より質の高い医療の提供				
法人が有する医師、看護師、コメディカルや、先進かつ高度な医療機器といった人的・物的資源を有効に活用し、高度で専門	(1) 高度医療機器の計画的な更新・整備				
的な医療に取組むことで、県内医療水準の向上に努めること。	CT(64・128スライス)、3T MRI、PET/CT、連続血管撮影装置、超音波診断装置、ESWL、内視鏡、				
特に、医師、看護師、コメディカル等の優秀な医療スタッフの確保等に努め、提供する医療水準の維持・向上を図ること。	手術用顕微鏡など高度医療機器を整備しているが、老朽化した機器も現存しているため、診療各科の需要に応じて新規購入				
また、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、科学的な根拠に基づく医療の推進、クリニカル	及び更新を計画的に進める。				
パスの導入促進に努めること。	(2) 長時間勤務の改善等働きやすい環境の整備				
さらに、医療事故を未然に防ぎ、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療と治療環境を提供できるよう、医療安全	職員の負担を軽減するため、職種毎の業務量に見合った人員数を確保し、時間外勤務の縮減に努めるとともに、職務に専				
対策を徹底すること。	念できる環境整備の一環として、院内保育所についてソフト面、ハード面の両面から充実を図り、働きやすい環境の整備及				
	び職員の定着化を図る。				
	(3) 大学等関係機関との連携や教育研修の充実による優れた医師の養成				
	高度な医療を提供できる医師の養成のため、関連大学や学会における教育研修に積極的に参加させ、院内においてフィー				
	ドバックできる体制の確立と研修医に対する充実した研修プログラムを実行する。				
	(4) 認定看護師や専門看護師の資格取得の促進				
	認定看護師や専門看護師の資格取得のための研修を計画的に実施する。				
	(5) コメディカルに対する専門研修の実施				
	国、岐阜県等が主催する講習会、研修会の参加支援、また、先進病院への出向研修支援を行い、各種認定資格の取得促進				
	することで専門性を高め、優れた技能・知識を有する職員を養成する。				
	(6) EBMの推進 を診断の作用についてのばくいこくいませるいた診療の独立い空中での沙療で集ないの作品を大字にEBM(C:L				
	各診療科の疾患についてのガイドラインに基づいた診療の確立と院内での治療成績などの集積を充実しEBM(Evidence Based Medicine の略、科学的根拠に基づいた医療)の実践を推進する。				
	Mased Medicine の時、科子が放送を選びいた医療)の実践を指定する。 (7)医療安全対策の充実				
	(*/)				
	全管理における検討と年2回の研修会及び各部署における検討会を行い事例及び対策などの共有化を図る。				
	(8) 院内感染の発生原因の究明及び防止対策の確立のための体制整備				
	感染管理看護師を中心にサーベイランス、コンサルテーション、職員教育等を実施し、院内の感染防止対策に務める。				
3-1-2 患者・住民サービスの向上	1-1-2 患者・住民サービスの向上				
来院から診察、検査、会計等に至る全てのサービスの待ち時間の改善、快適性及びプライバシー確保に配慮した院内環境の整					
備、医療情報に関する相談体制の整備・充実など、病院が提供する全てのサービスについて患者の利便性の向上に努めること。	診療時間帯の延長、検査機械の稼働率向上化、医師等の配置及び手術室の運用の改善等による手術実施体制の再整備によ				
また、病院運営に関し、患者のみならず地域住民の意見を取り入れる仕組みを作り、患者・住民サービスの向上を図ること。	り、診療待ち時間の短縮や検査、手術待ちの改善を図る。				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(2) 院内環境の快適性向上				
	病室、待合室、トイレ等を計画的に改修、補修し快適な院内環境を提供するとともに患者のプライバシー確保に配慮した				
	院内環境を整備する。また、治療効果を高めつつ、より快適な入院生活を送れるように栄養管理及び患者の嗜好を配慮した				
	個人対応食を充実させる。				
	(3) 医療情報に関する相談体制の整備				
	医療費支払いに関する各種福祉制度の活用や転院相談等の医療情報に関する相談を、より受け易くできるような相談体制				
	の整備、充実を図る。 (4) 患者中心の医療の提供				
	(4)思有中心の医療の疾病				
	の倫理観の確立に努める。				
	(5) インフォームドコンセント・セカンドオピニオンの徹底				
	説明と同意について院内での方針を明文化し、全職員にその意義を周知するとともにセカンドオピニオンについて院内や				
	病院のホームページに掲示し、医療連携室を窓口として一元的に対応する。				
	(6) 患者や周辺住民を対象とした病院運営に関する満足度調査の病院運営への反映				
	地域住民等と病院とで構成する「多治見病院運営協議会」を定期的に開催し、地域住民のニーズを把握し、病院運営に反				

3-1-3 診療体制の充実	1-1-3 診療体制の充実			
医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向や医療需要の変化に即して診療部門の充実や見直し、若しくは専門外来の設置や充実など診療体制の整備・充実を図ること。				
	る。さらに高度な専門性を有する職員が定年を迎えた場合の再雇用制度も構築する。			
3-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携 近隣の医療機関等との役割分担を明確にするとともに病病連携・病診連携を一層推進し、地域の実情に応じて東濃地域の基幹 病院としての機能を引き続き発揮し、県民が求める医療を実施すること。 さらに、退院後の療養に関する各種情報を提供することにより、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供の促進を 図ること。	1-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携 (1) 近隣の医療機関との役割分担の明確化と連携強化による紹介率・逆紹介率の向上 近隣の医療機関との連携を強化し、地域医療支援病院としての要件である紹介率40%以上、逆紹介率60%以上の確保 をはかるとともに、当院機器の共同利用、開放病床の普及を図る。近隣の医療機関がかかりつけ医としての役割を担うこと 及び当院が二次医療病院であることを住民や地域医療機関に周知し、紹介率、逆紹介率のさらなる向上に努める。 (2) 地域連携クリティカルパスの整備普及等 すでに進行中の脳卒中、大腿骨頚部骨折連携パスのさらなる改善、充実を目指す。5大がん、生活習慣などについて連携 パスの作成、普及に努める。			
	(3) 地域の介護・福祉機関など退院後の療養に関する各種情報の提供			
3-1-5 重点的に取組む医療 高度・先進医療、急性期医療及び政策医療といった他の医療機関においては実施が困難ではあるが県民が必要とする医療を、 岐阜県立多治見病院として重点的に実施すること。 特に、「救命救急医療」、「急性期医療」、「母子周産期医療」、「がん診療拠点」など高度で先進的な医療を提供するとともに、「精神科医療」、「感染症医療」など政策医療を提供すること。	 (1) 救命救急医療 救命救急センターと各診療科の緊密な連携による24時間を通しての受け入れ体制をさらに充実する。 また、ドクターカーなどを活用して先進的な地域救急システムの構築に取り組む。 (2) 心臓血管疾患医療 循環器内科、心臓血管外科および救命救急センターが連携し、専門的医療を提供する体制の充実を図る。 さらに病病連携など地域医療機関との関係をいっそう深める。 (3) 母子周産期医療 地域周産期母子医療センターとして二次診療の24時間を通しての受け入れ体制を維持するため、スタッフの増員、労働環境の向上に努める。 (4) がん診療拠点 地域がん診療拠点 地域がん診療拠点病院として地域の医療従事者を含めた研修に積極的に取り組む。がん連携パスなどによって地域連携を 推進し、がん診療の均てん化を図る。 (5) 精神科医療・感染症医療 急性期総合病院に併設した特徴を生かし、救急患者や他の医療機関で対応の困難な患者の治療を行える体制の充実を図る。 (6) 緩和ケア 			
2 0 細木町空車業	緩和ケア認定看護師、がん疼痛認定看護師を中心に、地域の医療機関と連携した緩和ケアを提供していく。			
3-2 調査研究事業 岐阜県立多治見病院で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上並びに県民の健康意識の醸成を図るための調査及び研究を行うことを求める。	1-2 調査研究事業 岐阜県立多治見病院で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上並びに県民の健康意識の醸成を図るための調査及 び研究を行う。			
3-2-1 調査及び臨床研究等の推進 高度・先進医療の各分野において、疫学調査や診断技法・治療法の開発、臨床応用のための研究を推進すること。 県及び東濃地域の医療の水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機関や企業との共同研究などを促進すること。	1-2-1 調査及び臨床研究等の推進 (1)治験や調査研究事業に積極的に参画できるように治験管理事務、治験コーディネーター業務を推進するための人材を育成 し体制の強化、受託件数の増加を図る。 平成20年度実績 1件 平成21年度見込 1件 平成26年度に向け院内の体制を強化し、受託件数の増加に努める。			
3-2-2 診療等の情報の活用 電子カルテシステムを中心とする医療総合情報システムをより有効に活用し、診療等で得た情報を岐阜県立多治見病院で提供する医療の質の向上に活用するとともに、他の医療機関への情報提供を行うこと。	1-2-2 診療等の情報の活用			

3-2-3 保健医療情報の提供・発信 県民の健康意識の醸成を図るため、専門医療情報など病院が有する保健医療情報を、県民を対象とした公開講座やホームページなどにより情報発信を行うこと。	(2)集積したエビデンスのカンファレンス、臨床研修、臨床研究等への活用 集積したエビデンスをカンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用するため、診療録管理体制の充実を図り、院 内診療データを集積整理する。多職種による合同カンファレンスなどにより診療内容を共有化し、治療成績などの公表を推 進する。また、一部を他の医療機関へ情報提供する。 1-2-3 保健医療情報の提供・発信 (1)公開講座、医療相談会等の定期的開催 一般市民向けの公開講座や医療に関する相談会を定期的に開催し、保健医療・各種福祉制度対する情報の提供や発信を行う。 (2)保健医療、健康管理等の情報提供 病院のホームページで最新の情報を発信するとともに関係機関や医療情報サイト等に情報を提供する。さらに病院広報誌では、掲載内容を厳選し、幅広い年齢層に対し最新の情報を提供する。 ○市民公開講座 平成20年度実績 1件 脳卒中について(参加者137名) 平成21年度見込 1件 骨粗しょう症について(参加者132名) 今後も年一回以上、より市民の関心度が高いテーマを厳選し、開催する。			
3-3 教育研修事業	1-3 教育研修事業			
医療の高度化・多様化に対応できるよう、岐阜県立看護大学及び岐阜県立看護専門学校等の学生並びに救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れなど、地域の医療従事者への教育及び研修を実施することを求める。	医療の高度化・多様化に対応できるよう、岐阜県立看護大学及び岐阜県立看護専門学校等の学生並びに救急救命士に対する教育、臨床研修医への研修など、地域の医療従事者への教育及び研修を実施する。			
3-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実	1-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実			
研修医等の研修施設として認められた病院(臨床研修病院)として、臨床研修医及びレジデント(専門分野の研修医)の積極	(1)質の高い医療従事者の養成			
的な受入れを行なうこと。	質の高い医療従事者養成のため、独自の臨床プログラムを開発し、その推進体制を強化する。 (2)後期研修医(レジデント)に対する研修等			
名古屋大学医学部附属病院、名古屋市立大学病院や県が設立した他の地方独立行政法人などの臨床研修病院との連携や、法人の有する人的・物的資源を活かした独自の臨床研修プログラムの開発など、質の高い医療従事者の養成に努めること。	(2) 後期研修医(レジデント)に対する研修等 後期研修医(レジデント)に対しては、多治見病院独自の研修と大学病院と連携した研修等、魅力あるプログラムを開発			
の有9 る人的・物的質像を估かした独自の端末研修プログラムの開発など、真の高い医療促事者の食成に劣めること。	し運用推進していく。			
3-3-2 看護学生、救急救命士等に対する教育の実施	1-3-2 看護学生、救急救命士等に対する教育の実施			
県内に就学している看護学生の実習受入れ、救急救命士の新規養成及び再教育にともなう病院実習など地域医療従事者への研 修の実施及び充実を図ること。	 (1) 医学生、看護学生の実習受け入れ 看護学生に対しては実習の積極的な受け入れ、当院の人員確保に努める。 ○看護学生に対する教育 平成20年度実績 大学77名、看護学校等136名 平成21年度見込 大学73名、看護学校等176名 今後も積極的に看護師に対する実習を定期的に実施する。 (2) 救急救命士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実 救急救命士に対しては、定期的な講習及び病院実習を実施し医療技術の向上を図る。 ○救急救命士に対する教育 平成20年度実績 生涯教育実習74名、気管挿管実習5名、薬剤投与実習1名 平成21年度見込 生涯教育実習70名、気管挿管実習5名、薬剤投与実習2名 今後も積極的に救急救命士に対する実習を定期的に実施する。 			
3-4 地域支援事業	1-4 地域支援事業			
地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう地域への支援を行うことを求める。	地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう地域への支援を行う。			
3-4-1 地域医療への支援 地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、高度先進医療機器の共同利用の促進、開放病床の利用促進など、地域基幹病院として地域医療の確保に努めること。 医師不足の地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援など人的支援を行うこと。	1-4-1 地域医療への支援 (1) 地域医療水準の向上 平成20年9月より開放型病床の登録医を募り、5床の開放型病床を稼働。医科歯科合わせて207名の登録医により、 1年間に21名の共同診療を実施した。二次医療圏における連携強化を図り登録医師促進、開放型病床・高度医療機器の共同利用を推進する。 東濃地域周産期母子医療センターとして、東濃地域の産科開業医との「お産ネットワーク」を結び、密接な連携のもと、小児科医と共にハイリスクの周産期医療を担っている。地域医療機関と共に安心して出産ができる体制づくりを推進する。 (2) 医師不足の地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援など人的支援 へき地医療は、国民健康保険上矢作病院へ、医師を一人派遣しており、研修医も、月単位にひとりずつ、派遣している。 今後も継続し、支援を推進する。			
3-4-2 社会的な要請への協力	1-4-2 社会的な要請への協力			
岐阜県立多治見病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的な協力を行うこと。	医療に関する鑑定や調査、講師派遣などの社会的な要請に対する協力を行う。			
3-5 災害等発生時における医療救護	1-5 災害等発生時における医療救護			

災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフの派遣や災害派遣医療チームの派遣など医療	災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフの派遣や災害派遣医療チームの派遣など医療				
救護を行うことを求める。	救護を行う。				
3-5-1 医療救護活動の拠点機能	1-5-1 医療救護活動の拠点機能				
災害等発生時には、岐阜県地域防災計画に基づき、患者の受入れや医療スタッフの現地派遣など本県或いは東濃地域の医療救	(1)岐阜県地域防災計画に基づき、又は自らの判断で、本県或いは東濃地域の医療救護活動拠点機能を担う。				
護活動の拠点機能を担うこと。	そのため、日頃から実践的な災害医療訓練を定期的に行い医療救護活動の拠点となる病院としての機能を維持し災害発生時				
	には患者の受け入れなど求められる機能を発揮する。				
3-5-2 他県等の医療救護への協力	1-5-2 他県等の医療救護への協力				
県内のみならず他県等の大規模災害等においても、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣するなど、積極的に医療救護の協	(1)大規模災害発生時の災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣				
力を行うこと。	大規模災害時に厚生労働省医政局からの要請に常時対処出来る体制をとり、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣する。				
	(2)災害派遣医療チーム(DMAT)の質の向上と維持				
	大規模災害に対応できるよう災害派遣医療チーム(DMAT)は、国及び中部地区で定期的に開催される講習会に参加し、				
	質の向上と維持を図る。				
4 業務運営の改善及び効率化に関する事項	2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組				
4-1 効率的な業務運営体制の確立	2-1 効率的な業務運営体制の確立				
自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大	自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大				
限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努めることを求める。	限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努め、生産性の向上を図る				
4-1-1 簡素で効果的な組織体制の確立	2-1-1 簡素で効果的な組織体制の確立				
医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、法人の理事長のリーダーシップが発揮できる簡素で効果的な組織	(1) 効率的かつ効果的な組織体制の構築				
体制を確立すること。	理事長のリーダーシップが発揮できる効率的・効果的な組織体制を構築する。				
ITの活用とアウトソーシングを進めるとともに、経営企画機能を強化し、経営効率の高い業務執行体制を確立すること。	(2) 各種業務の I T化の推進				
	病院独自の I Tインフラを再整備することで、情報到達に確実性を持たせ、ペーパーレス化、迅速化を図る。				
	(3) アウトソーシング導入による合理化				
	定期的な業務についてはアウトソーシングを導入することにより各種事務合理化を進める。				
	(4)経営効率の高い業務執行体制の確立				
	事務局職員の病院運営企画にかかわる能力向上の支援を行ったり、病院経営に寄与すると認められる職員が定年を迎え				
	た場合の再雇用制度の積極的な活用を図り、経営企画機能を強化することで、経営効率の高い業務執行体制を確立する。				
	(5) 時差出勤制度の導入				
	女性医師を対象に時差出勤制度を導入することで、女性医師のより積極的な病院運営参画を促す。				
4-1-2 診療体制、人員配置の弾力的運用	2-1-2 診療体制、人員配置の弾力的運用				
医療需要の変化に迅速に対応し、診療科の変更や医師・看護師等の配置の弾力的運用を行うこと。	(1)弾力的運用の実施				
常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用による、効果的な医療の提供に努めること。	医療需要の変化や患者動向に迅速に対応した、診療科の変更、医師・看護師等の配置の弾力的運用を行う。				
	(2) 効果的な体制による医療の提供				
	常勤以外の雇用形態を含む多様な専門職の活用など、効果的な体制による医療の提供に努める。				
	(3) 3法人間の人事交流による適正な職員配置(人材活用のネットワーク化)				
	3法人間の人事交流により(人材活用のネットワーク化)適正な職員配置を確保する。				
4-1-3 人事評価システムの構築	2-1-3 人事評価システムの構築				
職員のモチベーション向上のため、知識、能力、経験や勤務実績等を反映させた公平で客観的な人事評価制度の構築を図り、	職員の業績や能力を職員の給与に反映し、職員の人材育成、人事管理に活用するための公正で客観的な人事評価制度を構築す				
中期目標最終年度までに試行運用を行うこと。	る。また、中期目標期間内に当該制度の試行を実施する。				
4-1-4 事務部門の専門性の向上	2-1-4 事務部門の専門性の向上				
事務部門において、病院特有の事務に精通した法人の職員を計画的に確保及び育成することにより、事務部門の専門性を向上	病院特有の事務に精通し、法人の事務及び経営の中心となるプロパー職員を計画的に確保するため、企業会計、庁舎管理、医				
すること。	事会計、電子カルテシステム等病院内各分野に精通した事務局職員を計画的に採用し育成する。				
	また、診療報酬事務、病院経営等の専門研修を実施し事務部門の総合的な専門栄の向上を図る。				
4-2 業務運営の見直しや効率化による収支改善	2-2 業務運営の見直しや効率化による収支改善				
地方独立行政法人制度の特徴を活かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図ることを求める。	地方独立行政法人制度の特徴を活かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図る。				
4-2-1 多様な契約手法の導入	2-2-1 多様な契約手法の導入				
透明性・公平性の確保に十分留意しつつ、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を導入し、契約事務の集約化・簡素化・	民間病院の取り組みを参考に、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法導入により、契約事務の集約化・簡素化・迅速化				
迅速化を図るとともに、費用の節減に努めること。	を図る。具体的には、病院関連委託業務(医療事務、給食、警備、清掃、薬剤、診療材料、寝具、洗濯等)について、「複数年				
	契約」、「包括的業務委託」、「委託業務の集約化」などにより事務合理化及び費用の節減を図る。				
4-2-2 収入の確保	2-2-2 収入の確保				
地域社会のニーズに即した病院経営を行うことにより、病床利用率や医療機器の稼働率を高め、収入の確保に努めること。	(1) 効果的な病床管理、医療機器の効率的な活用、DPCの推進				

(2) (1997年 - 1997年		
5 - 計解研究の改善に関する事 5 - 1 整理交換を	薬剤・診療材料の購入方法の見直しや在庫管理の徹底や後発医薬品(ジェネリック医薬品)の採用などにより費用の節減に努	医療の質の向上と情報開示、②医療の標準化と透明化、③標準的な治療と価格を患者に明らかにする等を目的に、「1入院あたり人的・物的に医療資源を最も投入した傷病名を」を一つだけ選択し、その傷病名に最も適切な診断群分類のコーディングにより、入院の1日当たりの包括点数が決定され、この包括点数には、主な検査や投薬、処置料が包括されている。よって、医療資源を最も投入した傷病名の選択、診断群分類のコーディング等、効果的な運用及び推進を図るとともに、効率的な検査、投薬等の推進を図り、出来高の活用も図っていく。また、診療科に制限されない効率的な病床管理、医療機器の効率的な活用を図る。 (2) 未収金の発生防止対策等 診療報酬の請求漏れ防止を徹底するために内査の強化を図るとともに、未収金発生時での防止を徹底するために相談窓口の拡充を図る。 2-2-3 費用の削減 (2) 薬品・診療材料の在庫管理を適正に行い院内在庫を必要最小限に抑える。また、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の積
5 - 1 経営改文と達 第四次の変数に対象ができません。 19	·	
選索が必要が次列車が企物を対したがあったと、中期市場が開発を作文をでは変数を対すること 「最初等等的で次出されていては、回帰の全国自営金額がの無料があり当該のか平均地を参考に、中東計画にその自 構物がありませい。 「中国日本期間の場が年度までは、近次すること。 3 - 1 予算 (人件費の具務、運要費負担金の資泡ルール (考え方)) 3 - 2 複支担金		
機会等数が低少減については、同規係の全国作品体制能の思学体制の可能比率の平均能を参考に、中期計画にその日 標金主め、中期中開始的な影響性性をでは一種をすること。 3 - 1 予算(人件性の見機、運営性負担金の算定ルール(考え方)) 3 - 2 収支計画 3 - 3 第金計画 4 短期性人会の現場値 4 - 1 限実施 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、中期目標期間最終年度までに経常収支比率100%以上を達成すること。	
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	5-2 職員給与費対医業収益比率	業収益比率を○○%以下とすることを目指す。
3-2 安支計画 3-3 海会計画 4 短期間入金の限度類 4-1 限度 △△△□ 4-2 程定される短期間入金の発生理由 管与の大路等、資金繰り資金・の水比 5 要を制度を接渡し、又は提供に供しようとするときは、その計画 なし 6 別金の接途 ※完定はいて特殊金が降生した場合は、海岸航路の増加し、医療機器の燃入等に充てる。 7 料金に関する事項 世界中の機能、健康保険法(大下:11年2時第70号第76条第2項(の股第149)において専用する場合を含む。)高齢 者の水原が高限に関する治理に関する7年に関係も7年に対策との分号を13条例1項の規定といて適用する場合を含む。)高齢 者の水原が高限に関する治理に関する7年に関係も7年に対策との分号を13条例1項の規定といて適用する場合を含む。)高齢 者の水原が高限に関する治理に関する7年に対策との分号を13条例1項の規定といて第二十分場合と含む。)高齢 者の水原が高限に関する場所は関係も7年に対策との分号を13条例1項の規定といて第二十分場合と含む。(本語は一次の表別を13条例を13条例を13条例を13条例を13条例を13条例を13条例を13条例		
3 - 3 資金計画 4 短離性入金の限度額 4 短離性入金の限度額 A A A A M		3-1 予算(人件費の見積、運営費負担金の算定ルール(考え方))
4 短期借入金の限度額 4-1 限度額 △△△日 4-2 都定される短期借入金の発生理由 資与の支給等、資金維り資金への対応 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 6 剰余金の性金 決策において剥な金が発生した場合は、病態施設の整備、医療機器の購入等に充てる。 7 料金に関する事項 成実以小多が見理解の使用料及び手数料は次に変めるところにより確収する。 7-1 使用料の額 (10 使用料の額は、健康状態法で、工1年法律第80分)第76条第2項(申提売149において慣用する場合を含む。) 市舶 やの悪寒の端隔に関するむ 年間利ち 7 年と北年第80分)第76条第2項(申提売149年により算定した額、持線保険が、第88条第2項 収込で・第85条の2第2項(これ)よの規定が前15条第2項の表がこ基づく基準により算定した額、持線保険が、第88条第2項及び第88条の2第2項(これ)よの規定が前15条第3項の表がこ基づく基準により算定した額、持続額と対策が解析が開発が関係と関するが表す。イ条第2項及び第75条第2項の表がこ基づく基準により算定した。対に八に高等者の接触・機能は保険法では、工1年法律第70分)を利定はよる指導的対象となる教養文化と認めの機能、機能保険法では、工1年法律第70分)を利定はよるが指導的対象となる教養文化と認めの機能、健康性の経験法では、工1年法律第90分)の規定による特別的が設定しまり行けれる解案の対となが表して、この条件といれ、即の独立が記述と、財政を対して、との表情といれ、即の独立が記述と、財政を対して、との表情といれ、即の報の対定とが成といり責任とで続けませる。この場合とおかて、使用料の場の対定とが定という言葉を表に関する。この場合とおかて、使用料の対象となる場合の使用料の額は、東京を表に関する。この場合とおかて、使用料の場の対定となまして、自己を表に、自己を表に、自己を表に、自己を表に、自己を表に、自己を表に、との表にといるまとない。 「20 分面の場合を表に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本に、日本		3-2 収支計画
 4 — 1 限度額 △△△△△ 4 — 2 投資される短期情入金の発生理由 賃与の支給等、資金繰り資金・の対応 5 重要な財産を譲渡し、又は地保に供しようとするときは、その計画 カレ 6 剩余金の使途 決策により、ご刺灸の免性上た場合は、卓等施設の整備、医療禁器の購入等に充てる。 7 判金に関する事員 岐阜馬・少参行見神跡の使用呼及び手載中は次に定めるところにより微反する。 7 一 1 使用料の額 (1) 使用料の額・健康財務済法(大正111年結中第70号)第76条第2項(団法第149によれて作用する場合を含む。)並びに金融部の区域の確認に関する近年(国际第74条第2度)が第76条第2項(関注を34分)が以により行えた。額(政下議院を2005年の場所に関するは金融に関する企業の規定に基する基準に対すまた。額(上下額)という。)とする、ただし、自動車情事態が保険法費・昭和130年法律第97号 の規定に基立活動協定が対象とたる妨案又は金域の提供、健康報保験が、(大下11年公本等70号)その他の対土会律第57号)の規定による活動協定が対象とたる妨案又は金域の提供、健康報保験は、(大下11年公本等70号)その他の対土会律第57号)の規定による形式を表文に返療の提供を除く。)に保定使用外の額は、策定額に100分の150を乗じて禁を譲さする。 (2) 労働股労権限の経験に関すると手は基本第50号)の規定による保険給付か対象ととなる療養の給付又は販療の発信に係る使用料の額は、動物の策定が設と大専り事金に大幅を主な。 (2) 労働股労権限の関係の対象と対象と集を基本する。 (2) 労働股労権限の対象とが自己を実まして消を譲なさる。 (2) 労働股労権の対象とが自己を実まして消を譲なさる。 (2) 労働股労権の対象とが自己を実まして消を設めら対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかからまず、算定額に対象とする。 (2) 労働股労権の対象となる場合の使用料の額は、前面の規定とととされ、10円表では100分の1105を実まして消を設めされる。 (2) 労働股労権の対象とが表しませ、10円表では100分の1105を実まして消を減をする。 (2) 労働の対象となる場合の使用料の額は、前面の規定ととときれ、10円表では100分の1105を実まして消を取り対象となる場合の使用料の額は、前面の規定ととときれ、10円表では100分の1105を実まして消を減を対象が対象となる場合の使用が高度の対象となる場合の使用が高度の対象となる場合の使用が高度の対象を対象となる場合の使用が高度の対象となる場合のでは対象となる場合のでは100分の1105を対象となる場合のでは100分の1105を表すに対象して対象して対象して対象して対象して対象して対象して対象して対象して対象して		3-3 資金計画
 △△△□円 4 - 2		4 短期借入金の限度額
4-2 想定される短期借入金の発生理由 賞与の実治等、資金繰り資金への対応 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 6 制余金の使金 決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医規模等の能人等に充てる。 7 料金に関する事項 岐阜県立発売起用院の使用料及び主要料は次に定めるところにより徴収する。 7-1 使用料の額 (1) 使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した類、使軟保険法 第85条第2項及び第85条の2第2項に行わらの標定を同法第149条により算定した類、使軟保険法 第85条第2項及び第85条の2第2項に行わらの標定を同法第149条により算定した類、使軟保険法 第86条第2項及び第85条の2第2項に行わらの提定を同法第149条により算定した類(没下「資ご額」という。) とする。ただし、自動車排車部営限等法、昭用30年法律第20分規定により行なれる研養とわる業を又は返療の機 供、健康保険法 (大正11年法律第70号) その他の社会保険に関する法令の規定により行なれる研養又は返療の提供、健康保険法 (水に10分の150を乗じて得た額とする。 (2) 労働次書補管保険法 (3年12年2年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3		4-1 限度額
質与の支給等、資金繰り資金への対応 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 6 製除金の快金 決算において制冷金が発生した場合は、病療施設の整備、医療機器の購入等に充てる。 7 料金に関する事項 岐阜県立参拾見病院の使用料及び手数率は次に定めるところにより徴収する。 7 一1 使用料の額 (1) 使用料の額は、健康保険法(大圧11年法律等70号)第76条第2項(同法等149において準用する場合を含む。)高齢 者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律3880号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額、健康保険法 第85条第2項及び第85条の2第2項にれらの規定を同じ済149条において推用する場合を含む。)返応院の確保に関する法律第63余年2項及び第75条第2項の規定に基づく方法により算定した額(以下「算定額」という。) とする。ただし、自動庫損害賠償関係法、昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる液養又は皮険の帰 供、健康保険法 (大圧11年法律第70号)その他の社会保険に関する法令の規定により行みる法様表とは接触の提供を除 く。)に係る使用料の額は、第24額(10分つ150を乗じて得た資金とな、液養の給付文は医療の提供を除 く。)に係る使用料の額は、第24額(210分つ150を乗じて得た資とする。 (2)労働災害補管保険法、昭和22年法律第50号)の規定により発力は医療の指状に除る使用料の額は、地方強守は改法人岐阜県下多谷見病院理事を(以下「理事長」という。)が岐阜労働局長と協定した療養に要		,
5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 6 剰除金の使途 決策において剰た金が発生した場合は、病応施設の整備、医療機器の購入等に充てる。 7 料金に関する事項 岐阜県立多治見病診の使用科及び手数料は次に定めるところにより徴収する。 7 ー 1 使用料の額((1) 使用料の額、健康保験法と大正11年注律第70号)第76条第2項(周法第149において準用する場合を含む。)高齢者の医療の確保に関する法律の第15年配和57年注律第80号第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額(健康保険法第85条第2項反び第85条の2第2項(これら規定を同定第149条において準用する場合を含む。)近いに高齢者の医療の確保に関する法律第774条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額(以下「算差額」という。)とする。ただし、自動庫損害部保保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる機要以出した額の提供を除る、人工・人工・人工・人工・人工・人工・人工・人工・人工・人工・人工・人工・人工・人		
なし		
6		
 決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。 7 料金に関する事項 岐阜県立多治見病院の使用料及び手数料は次に定めるところにより徴収する。 7 ー 1 使用料の額 (1) 使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149において準用する場合を含む。)高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額、健康保険法(第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。)並いこ高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額(以下「算定額」という。)とする。ただし、自動車損害賠償保障法、明和30年法律第97号)の規定による指害賠償の対象となる療養又は医療の提供を除く。)に係る使用料の額は、其定額に100分の150を乗じて得た額とする。 (2) 労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付の対象となる療養の給付又は医療の提供と係を使用料の額は、地方独立行政法人数卓県立多治見病院理事長(以下「理事長」という。)が岐阜労働局長と協定した療養に要する専用の額の算定方法により算定した額とり算定した経史となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に到り第20世別を提供の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は10円未満の端数が生じたときは、10円未 		
7 料金に関する事項 岐阜県立多治見樽浣の使用料及び手数料は次に定めるところにより復収する。 7-1 使用料の額 (1) 使用料の額 (1) 使用料の額 (1) 使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149において準用する場合を含む。)高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額、健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額(以下「算定額」という。)とする。ただし、自動車積庫期路間保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる療養又は医療の提供を除任(健康保験法は大正11年法律第70号)その他の社会保険に関する法令の規定により行われる療養又は医療の提供を除く。)に係る使用料の額は、第定額に100分の150を乗じて得た額とする。 (2)労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付の対象となる療養の給付又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人岐阜県立分治見帰完理事長(以下「理事長」という。)が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額な人は生産の規定により第定した額とする。 (3) 療養又は医療の提供が消費権及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未		
岐阜県立多治具病院の使用料及び手数料は次に定めるところにより徴収する。 7-1 使用料の額 (1) 使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149において準用する場合を含む。)高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年送律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額、健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これの規定を固定第149条にごは第149条におり算定した額、健康保険法第の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額、健康保険法第の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定により算定したる場となる療養文は医療の提供を除しまする。ただし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定により行われる療養又は医療の提供を除く。)に係る使用料の額は、算定額に100分の150を乗じて得た額とする。 (2) 労働災害補債保険法(昭和22年法律第50号)の規定により行われる療養又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院理事長(以下「理事長」という。)が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。 (3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未		
7-1 使用料の額 (1) 使用料の額は、健療保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149において準用する場合を含む。)高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額、健療保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149系において準用する場合を含む。)並びこ高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額(以下)算定額」という。)とする。ただし、自動車損害賠償に解決 昭和30年法律第97号)の規定による指害賠償の対象となる療養又は医療の提供、健康保険法(大正11年法律第70号)その他の社会保険に関する法令の規定により行われる療養又は医療の提供を除く。)に係る使用料の額は、算定額に100分の150を乗じて得た額とする。 (2) 労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付の対象となる療養の給付又は医療の提供に係る使用料の額額は、助力独立行政法人岐阜県立多治見網形理事長(以下「理事長」という。)が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。 (3) 療養又は医療の提供が消費税の3地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未		
(1) 使用料の額よ、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149において準用する場合を含む。)高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額、健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額(以下「算定額」という。)とする。ただし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる療養又は医療の提供を除供、健康保険法(大正11年法律第70号)その他の社会保険に関する法令の規定により行われる療養又は医療の提供を除く。)に係る使用料の額は、算定額に100分の150を乗じて得た額とする。 (2)労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付の対象となる療養の給付又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院理事長(以下「理事長」という。)が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。 (3)療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未		
者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額、健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項というの規定を同法第149条において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額(以下「算定額」という。)とする。ただし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる療養又は医療の提供、健康保験法(大正11年法律第70号)その他の社会保険に関する法令の規定により行われる療養又は医療の提供を除く。)に係る使用料の額は、算定額に100分の150を乗じて得た額とする。 (2)労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付の対象となる療養の給付又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人政阜県立る治見病院理事長(以下「理事長」という。)が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。 (3)療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未		
第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額(以下「算定額」という。)とする。ただし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる療養又は医療の提供、健康保険法(大正11年法律第70号)その他の社会保険に関する法令の規定により行われる療養又は医療の提供を除く。)に係る使用料の額は、算定額に100分の150を乗じて得た額とする。 (2)労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付の対象となる療養の給付又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院理事長(以下「理事長」という。)が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。 (3)療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未		
療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額(以下「算定額」という。)とする。ただし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる療養又は医療の提供、健康保険法(大正11年法律第70号)その他の社会保険に関する法令の規定により行われる療養又は医療の提供を除く。)に係る使用料の額は、算定額に100分の150を乗じて得た額とする。 (2)労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付の対象となる療養の給付又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院理事長(以下「理事長」という。)が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。 (3)療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未		
とする。ただし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる療養又は医療の提供を除供(健康保険法(大正11年法律第70号)その他の社会保険に関する法令の規定により行われる療養又は医療の提供を除く。)に係る使用料の額は、算定額に100分の150を乗じて得た額とする。 (2) 労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付の対象となる療養の給付又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院理事長(以下「理事長」という。)が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。 (3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未		
く。)に係る使用料の額は、算定額に100分の150を乗じて得た額とする。 (2) 労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付の対象となる療養の給付又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院理事長(以下「理事長」という。)が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。 (3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未		
(2) 労働災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付の対象となる療養の給付又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院理事長(以下「理事長」という。)が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。 (3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未		
用料の額は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院理事長(以下「理事長」という。)が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。 (3)療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未		
する費用の額の算定方法により算定した額とする。 (3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未		
(3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、算定額 に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未		
に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未		
$lacksymbol{\prime}$ 一 $lacksymbol{\prime}$ 一 $lacksymbol{\dagger}$ 高を四捨五入する。		満を四捨五入する。
(4)使用料の額の算定が前2項の規定により難い場合の使用料の額は、前2項の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。		

	7-2 手数料の名称、額等				
	(1) 手数料の名称、額等は、次の表のとおりとする				
	事務の内容	手数料の名称単位	額(円)		
	1 生命保険診断書、自動車損害賠償	岐阜県立多治見病院生命 1通に	生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれら		
	保険診断書、恩給診断書、年金診断書	保険診断書等交付手数料っき	に関する診療費明細書に係るものにあっては〇、〇〇〇		
	若しくは訴訟関係診断書又はこれら		円、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれら		
	に関する診療費明細書の交付		に関する診療費明細書に係るものにあっては○、○○○円		
	2 死亡(死産)診断書、普通診療費明		0,000		
	細書又は死体検案書の交付	診断書等交付手数料 つき			
	3 普通診断書又は証明書の交付	岐阜県立多治見病院普通 1通に	0,000		
		診断書等交付手数料 つき	2.2.2		
	4 再発行診察券の交付	岐阜県立多治見病院再発 1通に	000		
		行診察券交付手数料っき			
	(2)前項の規定により難い場合の	手数料の名称、額等は、理事長が指	別に定める名称、額等とする。		
	7-3 保証金				
			る者から、保証金を徴収することができる。		
	 7-4 使用料及び手数料の徴収方法等 (1)使用料は、診療の都度支払わなければならない。ただし、入院患者にあっては、毎月1日から15日まで及び16日から月末までの使用料をそれぞれ請求書に定める期限まで(退院する入院患者にあっては、退院の日までの使用料を同日まで)に支払わなければならない。 (2)前項の規定にかかわらず、理事長は同項の規定による支払期限までに使用料を支払うことが困難であると認めるときは、 				
	支払期限を別に定めることがで		\ ₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩		
)性質上申請の際に支払うことができないものとして理事		
	長が別に定めるものについては、この限りでない。 (4) 支払われた使用料及び手数料は、算定内容を変更しない限り返還しない。 7-5 使用料及び手数料の減免等 理事長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免し、又は使用料及び手数料の支払を猶えることができる。 7-6 その他 ここに定めるもののほか、使用料及び手数料徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。				
6 その他業務運営に関する重要事項	8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項				
6-1 職員の就労環境の向上	8-1 職員の就労環境の向上	本切底内に対する事項			
職員の実情等を考慮した柔軟な勤務形態の導入、院内保育施設等の整備・拡充といった育児支援体制の充実など、日常業務の	(1) 医療従事者の業務負担を軽減	本来の業務に専念できるように	こするため、必要な人数を迅速に確保することで、病院全		
質の向上を図るために必要な職員の就労環境の整備に努めること。	(1) 区域に事情の未満質問を経過し、本本の未満に特別できるようにするため、必要な八数を迅速に確休することで、特別に主体の勤務環境の改善を図る。				
さらに、地方独立行政法人制度の特徴を十分に活かし、不足している医療従事者(特に看護師)を必要な人数確保することに	(2) 育児中の女性職員のために院内保育所の受け入れ体制を強化する。具体的には、保育対象年齢の引き上げ、病後児保育の				
よって、病院職員全体の勤務環境を改善すること。	追加を検討する。また、保育対象年齢引き上げに伴う受け入れ人数増加に対応するため、既存保育施設の増築及び一部改修				
	を進める。さらに時差出勤制度の導入により、仕事と家庭の両立を図る。 (3)看護師については、7対1看護体制の導入のため、新規採用者の積極的な受け入れと離職防止に努め、必要な職員数を確				
	保し、看護師の就労環境の整備に努める。				
6-2 県及び他の地方独立行政法人との連携	(4) 全職員を対象とした健康管理対策及びメンタルヘルス対策の充実にも努める。				
6-2 	8-2 県及び他の地方独立行政法人との連携に関する事項 医師、看護師やコメディカルなどの医療従事者の人事交流など、県及び県が設立した他の地方独立行政法人との連携を推進する。				
大事文加なる、原及の原の設立した他の地方独立行政伝入との連携を指進すること。 6-3 医療機器・施設整備					
10-3 医療機器・胞設整備については、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案して計画的に実施するこ	0-3				
L.	判断して着実に実施する				
 6-4 法人が負担する債務の償還に関する事項	8-4 法人が負担する債務の償還に関する事項				
法人は、岐阜県に対し、地方独立行政法人法第66条第1項に規定する地方債のうち、法人成立の日までに償還されていない	法人が岐阜県に対し負担する債務の償還を確実に行う。				
ものに相当する額の債務を負担すること。また、その債務の処理を確実に行うこと。					